

第3次発展・強化計画

～ 一人ひとりを尊重し、共に支え合い、

みんなで創る私たちのまち ～



はじめに…

近年の少子高齢、核家族化など生活様式の変容に加え、長引く経済の低迷等により、地域では様々な生活課題を抱えています。

国においては、新たな政策の展開や福祉関係法令の改正等を行い、こうした課題を解決するための方策や方針が示されました。

併せて、社会福祉法人制度改革が行われ、ガバナンス強化や透明性の向上、公益的な取組みの実施など、公益法人である社会福祉法人の責任や義務を果たすことが明確化されたところです。

また、高齢、障がい、児童等の対象者別、制度別の枠を外し、包括的な相談支援体制や総合的な支援・サービス提供体制の構築や地域で起きている問題を「我が事」として受け止め、地域課題を把握し解決を試みるといった“「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現”という新たな考え方が示されました。すでにモデル事業等を通じて制度化へ向けた具体的な取組みが進められており、今後も地域や本会における役割や期待が益々大きくなってきます。

こうした背景を受け、社会福祉法人としての責務を果たすとともに、第5次市原市地域福祉活動計画の目標達成と将来的な展望も踏まえ、経営基盤・推進体制の強化、財源確保及び資質向上を図るため、第3次社協発展・強化計画を策定いたしました。

本会といたしましては、市民の皆さまからより信頼される法人として、また、市原市の地域福祉の推進役として、“一人ひとりを尊重し、共に支え合い、みんなで創る私たちのまち”の実現に向け取り組んでいく所存でございますので、皆さまのより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人市原市社会福祉協議会
会 長 深 谷 み ど り

目次

1 計画策定の趣旨 [P 1～4]	
1 策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 第2次計画の取組みと振返り	2
2 市原市社会福祉協議会の経営ビジョン [P 5～6]	
1 基本理念	5
2 経営理念	6
3 計画の目標 [P 7]	
推進目標1 トップマネジメント、トップセールスの強化	7
推進目標2 “社協の見える化・見せる化”の推進	7
推進目標3 事務事業推進体制の強化	7
推進目標4 人財育成及び人材確保	7
推進目標5 財政基盤の充実・強化	7
4 推進項目 [P 8～26]	
推進目標1 トップマネジメント、トップセールスの強化	
1. トップマネジメント力の強化	8
2. トップセールスの促進	9
推進目標2 “社協の見える化・見せる化”の推進	
1. 広報、発信力の強化	11
推進目標3 事務事業推進体制の強化	
【Ⅰ 法人運営、管理体制の強化】	
1. 法人運営体制の再構築	13
2. 法人管理体制の強化	13
3. 法人管理力の強化	13
【Ⅱ 地域福祉推進体制の強化】	
1. 地域支援体制の強化	17
2. 活動拠点の確保	17
3. 地域支援力の強化	18

【Ⅲ 生活支援体制の強化】

- 1. 相談支援体制の強化 19
- 2. 生活支援体制の強化 19
- 3. 生活支援力の強化 19

推進目標3 人財育成及び人材確保

- 1. 人事考課制度の効果的な運用 21
- 2. 育成体制の再構築 21
- 3. 計画的な人事配置及び人材の確保 21

推進目標4 財政基盤の充実・強化

【Ⅰ 自主財源の強化】

- 1. 会費の増強 23
- 2. 共同募金の増強 24

【Ⅱ 安定した公的財源の確保】 26

【Ⅲ 社会福祉基金の管理及び活用】

- 1. 社会福祉基金の管理 26
- 2. 社会福祉基金の活用 26
- 3. 生活支援力の強化

5 計画の推進と評価 [P 27]

- 1 推進体制 27
- 2 進行管理 27

1. 計画策定の趣旨

1. 策定の趣旨

本会は、平成12年の社会福祉法の成立により、地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられたところです。あわせて、介護保険法等の施行、指定管理者制度の導入などに伴って、民間企業等の社会福祉事業への参入も含め、競争や競合といった市場原理の下、法人経営という視点が強く求められました。

一方、活動面では、平成18年に市原市が策定した「市原市地域福祉計画」の推進役として位置づけられるとともに、本会では、当該計画と目標を共有し、連動する「市原市地域福祉活動計画」を策定し、両計画の目標達成に向け、地域住民や行政をはじめ、あらゆる関係組織・団体と協働し、積極的に地域福祉活動を展開してきました。

ここ数年では、急激な少子高齢、核家族化に加え、長引く経済の低迷等により、“孤立”、“貧困”、“格差”といった新たな課題が深刻な問題となってきました。

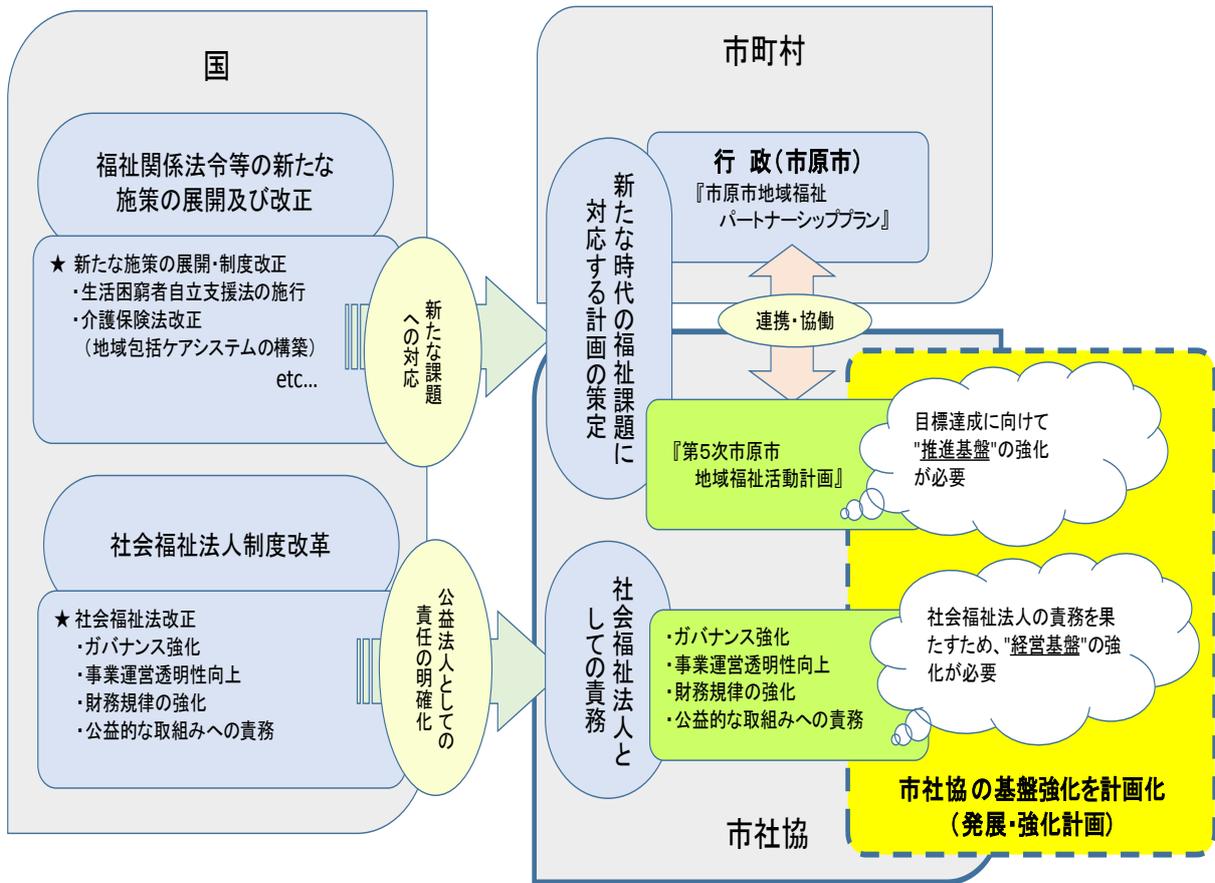
このことにより、国では新たな政策や福祉関係法令の改正が次々となされ、地域に求める役割と期待が益々増してきています。本会では平成29年度からスタートした「市原市地域福祉パートナーシッププラン（市原市地域福祉計画 2017年度～2026年度）」（以下、「パートナーシッププラン」という。）と連動する「第5次市原市地域福祉活動計画」を策定し、地域の様々な課題の解決を図るため、地域住民と協働し地域福祉を推進するものですが、これらを着実に実行するためには、様々な課題に対応し得る体制の整備・強化が必要となってきます。

また、昨年3月末には改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人のあり方についても見直しが行われました。改正社会福祉法では、『その公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底する。』とし、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組みを実施する責務化」が求められており、経営基盤においても強化していく必要があります。

こうした、福祉を取り巻く環境の変化に伴って、組織、財政、人事など、経営基盤の強化を計画的に進め、経営の効率・効果性を高めるため、平成18年度から「社協発展・強化計画（5か年）」を策定し、時代に応じた経営・組織基盤の強化を図りながら、地域福祉の推進に努めてきたところです。

第3次社協発展・強化計画では、更なる地域福祉の推進に向けた基盤の強化及び改正社会福祉法の求める健全な法人経営を構築するため、組織、事業、財政等に関する取り組みの計画を策定するものです。

《 計画イメージ図 》



2. 計画の期間

本計画は、平成30年度から34年度までの5か年とします。ただし、地域福祉活動計画及び関係法令等の改正等により、必要に応じて見直しを行います。

3. 第2次計画の取組みと振返り

第2次計画から、市原市地域福祉計画の推進役として、また、当該計画を具現化するための民間の行動計画として策定した市原市地域福祉活動計画の目標達成のため、その推進基盤、体制の強化を図ることと、社会福祉法人として健全な法人経営を行うための計画として策定しました。

《主な取組みと課題》

(1) 経営体制の強化

主な取組み	◇ 正副会長会議の開催を拡充し、理事会、評議員会への提案議案等の検討に加え、組織経営・運営のあり方など、検討・議論を行い、課題・情報の共有を図った。
成果	◇ 社会福祉法改正における対応では、正副会長会と理事会を複数回繰り返し、活発な意見交換が行われるなど、活性化が図れた。
課題	◇ 正副会長会、理事会、常任委員会の活性化及び理事全員が経営参加できる体制づくりを検討し、経営体制の強化を図る必要がある。

(2) 事務事業推進体制の強化

① 事務事業推進体制の強化

主な取組み	◇ 管理職員で構成する「地域福祉活動計画推進本部会議」を設置し、毎月の定例開催により、課題・情報の共有を図った。 ◇ チームリーダー以下の職員で構成する「職員連絡調整会議」を設置し、毎月の定例開催により、課題・情報の共有を図った。 ◇ 関係法令の改正等により、今後ますます地域への役割と期待が高まっていることから、地域支援グループが担っていた地域支援と生活支援を機能分離し、それぞれグループ化した。
成果	◇ 各層における課題・情報共有が図れるとともに、課題に対する解決事例や手法など、活発な議論、意見交換の場となった。
課題	◇ 組織・運営体制の再整理、見直しを行い、地域支援及び生活支援体制の強化を図る必要がある。

② 地区担当職員の地域配置

主な取組み	◇ 組織改編を行い、住民に近い場所で地域福祉活動の支援ができるよう、「エリア推進センター」を設置するとともに、地区担当職員を配置し、推進体制の強化を図った。
成果	◇ 地域の関係者が気軽に来館し、相談等できるようになり、地区社会福祉協議会への移行や小域福祉ネットワークの設置促進が図れた。
課題	◇ 地区担当制維持ため、継続・安定した財源確保が必要である。 ◇ 福祉関係法令の改正等により、地域に求められる役割が大きくなっており、地区担当職員の専門性と知識の向上が必要である。

③ 指定管理施設の経営

主な取組み	◇ 指定管理施設の新規・更新獲得のため、プロジェクトチームを設置し、その対応を図った。
成果	◇ 老人福祉センター、保健福祉センター（姉崎、三和）の再指定獲得に加えて、新規施設である南部保健福祉センターを獲得することができた。
課題	◇ 指定管理料の上限額の引き下げ等、対応策を検討し、地域の活動拠点として継続し獲得していく必要がある。

(3) 財政基盤の確立と健全な法人経営

① 自主財源の拡充

主な取組み	◇ ホームページのリニューアルを行い、広報強化を図った。 ・ 地区ごとの取組み等を紹介するページの作成 ・ 寄付者及び法人会員をトップページで紹介し、当該企業等のホームページへアクセスできるようメリットを追加
成果	◇ 定期的な寄付者を獲得することができた。
課題	◇ 社協の見える化及び広報、発信力を強化し、社協の認知度を向上する必要がある。 ◇ 寄付者等への報告手法及びメリットの追加等を検討し、継続して協力いただける環境を作る必要がある。

② 公的財源の安定確保

主な取組み	◇ 地域支援業務の着実な実行を行った。 ◇ 市との連絡調整会議の開催し、情報共有等を図った。
成果	◇ 小域福祉ネットワークの設置がほぼ完了した。(44/46 校区) ◇ 安心生活見守り支援事業の実施地区の拡充を図った。(30/46 校区)
課題	◇ 市の支出予算全般において一律的な削減があるものの、着実な地域福祉の推進を図り、理解を求めていく必要がある。

(4) 人事管理の強化及び資質向上

① 人事考課制度の見直し

主な取組み	◇ 人事考課に目標管理制度を導入し、目標設定及び評価時における上席者との面談を制度化した。
成果	◇ 意図的に面談の機会を設けたことで、以前より意思疎通が図ることができた。 ◇ 潜在的な課題の把握と職員個々の状態の把握ができた。
課題	◇ 職員全員が同じ目標、同じ視点に立ち、業務遂行できよう、意識改革を行う必要がある。

② 研修制度の充実

主な取組み	◇ 他機関が実施する業務別、階層別研修への参加促進を図った。
成果	◇ 研修後の懇親会等への参加職員も増え、他市町村の社協職員との情報交換など他市の状況も積極的に把握するようになった。
課題	◇ 内部研修の充実、強化を図る必要がある。 ・ 研修で得た知識を自らの業務への反映、活用 ・ 各所属での職員育成に対する意識向上

2. 市原市社会福祉協議会の経営ビジョン

1. 基本理念

～ 一人ひとりを尊重し、共に支え合い、
みんなで創る私たちのまち ～

住み慣れた地域で、生涯にわたって自立し、安心して生活できる地域社会を実現していくことは、全ての住民の願いです。そのためには、地域に暮らす一人ひとりが、日ごろから人と人とのつながりや地域の絆を大切にしながら、お互いに支え合い、助け合っていくことが大切です。

本会は、住民参加、住民主体による地域福祉活動を総合的に進め、行政及びあらゆる機関、団体等と「協働」し、地域福祉活動及び生活課題を抱える住民の生活を支え、住民から信頼される組織を目指します。



2. 経営理念

1. 尊厳の尊重と自立支援

私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

2. 福祉コミュニティづくり

私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心を持ち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

3. 住民参加と連携・協働

私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根差した先駆的な取組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

4. 地域福祉の基盤づくり

私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

5. 自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神

私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

6. 法令遵守、説明責任

私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりを進めます。

3. 計画の目標

推進目標 1 トップマネジメント、トップセールスの強化を図ります。

改正社会福祉法の成立による社会福祉法人制度改革などを踏まえ、公益性の高い社会福祉法人として、ガバナンス強化や事業運営の透明性など、経営者である理事によるトップマネジメント力及びトップセールスの強化、促進を図り、経営体制の強化を図ります。

推進目標 2 “社協の見える化・見せる化”の推進を図ります。

住民主体を原則とする本会にとって、住民からの理解と支援はその役割を担う上で大きな原動力となることから、これまで以上に活動の内容や財源の使途などの広報、発信力を強化し、住民理解を促進するため、“社協の見える化・見せる化”の推進を図ります。

推進目標 3 事務事業推進体制の強化を図ります。

社会福祉法に定められた「地域福祉を推進する団体」として、また、パートナーシッププランの推進役として、本会の第5次地域福祉活動計画の目標を達成するため、その推進基盤の強化を図ります。

推進目標 4 人財育成及び人材確保に努めます。

複雑多様化する地域課題や個々の生活課題など、これらを支援するための人財とあわせて将来の組織体制を見据えた人財の育成を図るとともに、適正な職員配置及び人材確保に努めます。

推進目標 5 財政基盤の充実・強化を図ります。

会員制度及び寄付金等の拡充をはじめとして、使途の明確化及び広報、発信力の強化を図り、本会の取組みと財務状況を透明化し、あわせて本会に求められる役割と責任を果たし、公的財源の安定確保に努め、健全な財政基盤、法人経営を目指します。

4. 推進項目

推進目標 1 トップマネジメント、トップセールスの強化

改正社会福祉法の成立による社会福祉法人制度の見直しについては、本会自らも社会福祉法人の一員であり、同時に本会が他の社会福祉法人・施設や町会（自治会）や民生委員・児童委員、地域住民をはじめ様々な関係者によって構成されている組織であることから、ガバナンス強化や事業運営の透明性の確保など、一層の自覚を持ち、経営体制の強化を図り、社会福祉法人としての責務を確実に果たすことが重要です。

❖ 現状と課題

福祉関係法令及び労働関係法令等の制度改正が頻繁に行われる中で、役員及び評議員が新たな制度に対する理解の場と情報共有の場が不足しています。今般の社会福祉法人制度改革に伴って、役員、評議員の責任が明確化されたことに伴い、経営責任を果たすべく、トップマネジメント及びトップセールスの強化が必要となります。

❖ 取組み方策

1. トップマネジメント力の強化

(1) 正副会長会の充実・強化

主体：正副会長

本会会長及び副会長は、経営責任者として、法人経営の基礎となる指針や方向性を打ち出していく必要があります。このため、正副会長が法人の抱える課題等の情報を共有し、課題解決に向けた提案をするため、正副会長会を充実、強化し、経営責任者としての役割を果たします。

(2) 理事会の活性化

主体：役員（理事、監事）

理事会は、法人の経営方針や方向性などの運営基盤と業務執行を決定する機関であることから、経営者としての資質向上及び本会の抱える課題に対する検討の場をこれまで以上に設け活性化し、ガバナンス強化及び事業運営の透明性を図ります。

(3) 委員会の充実、強化

主体：正副会長、理事

本会の理事は、各種組織団体から選出された、各分野における専門家で構成され、理事定数20名となっています。

理事会では、理事会での議論が有益なものとなるよう、法人の抱える重要課題や理事会で出された意見等について、正副会長会でまとめたものを理事会に提案する前に、当該案件を精査・検討するため「常任委員会」を設置（理事数名で組織）しました。

この常任委員会の充実を図るとともに、将来的には法人の抱える課題に対し、専門委員会等を設置し、全ての理事がいずれかの分野を担当するなど、課題解決に向けた体制を検討していきます。

(4) 情報共有及び諸制度理解促進

主体：役員（理事、監事）

本会の抱える課題や目まぐるしく変化する諸制度の動向等、情報の共有を図るとともに、理解促進を図り、トップマネジメント力の強化を図ります。

2. トップセールスの促進

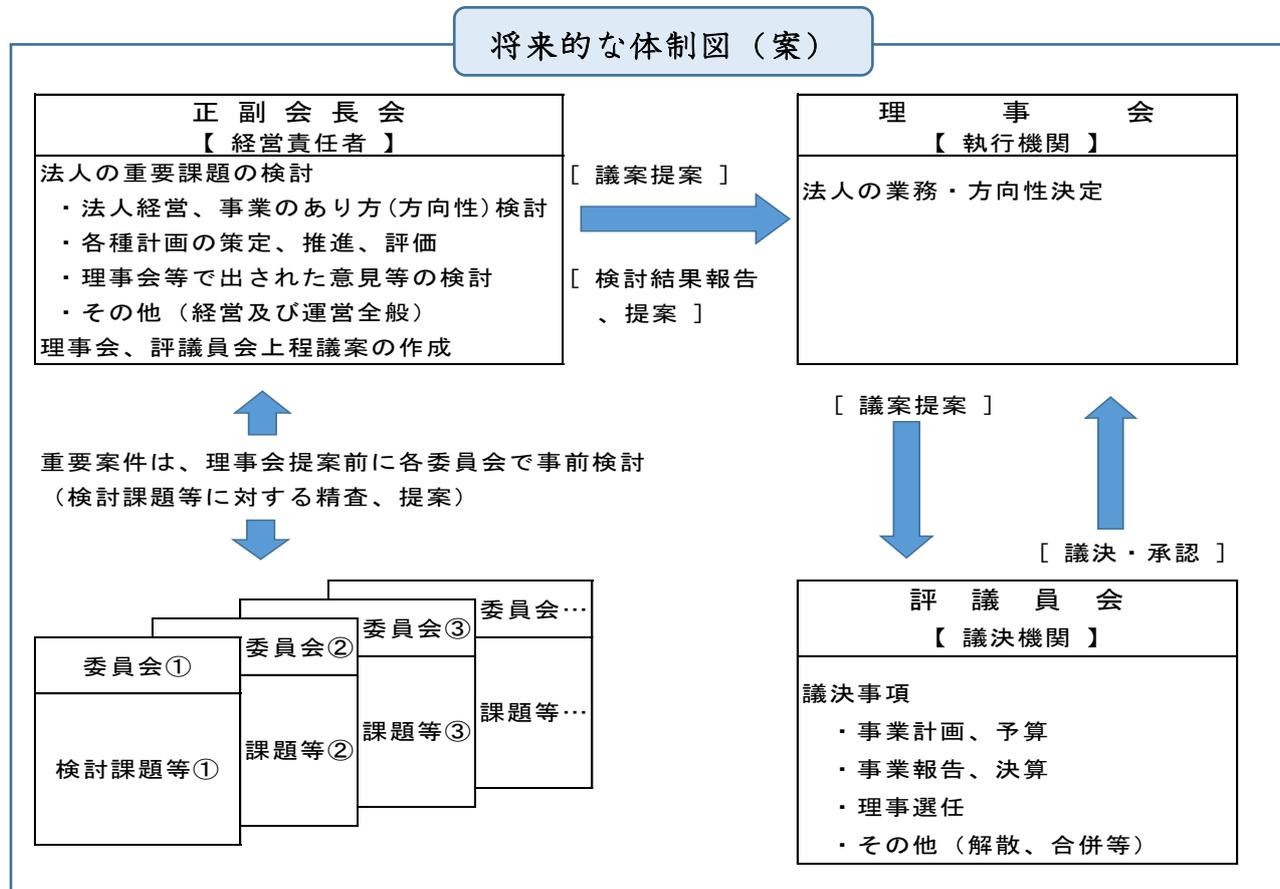
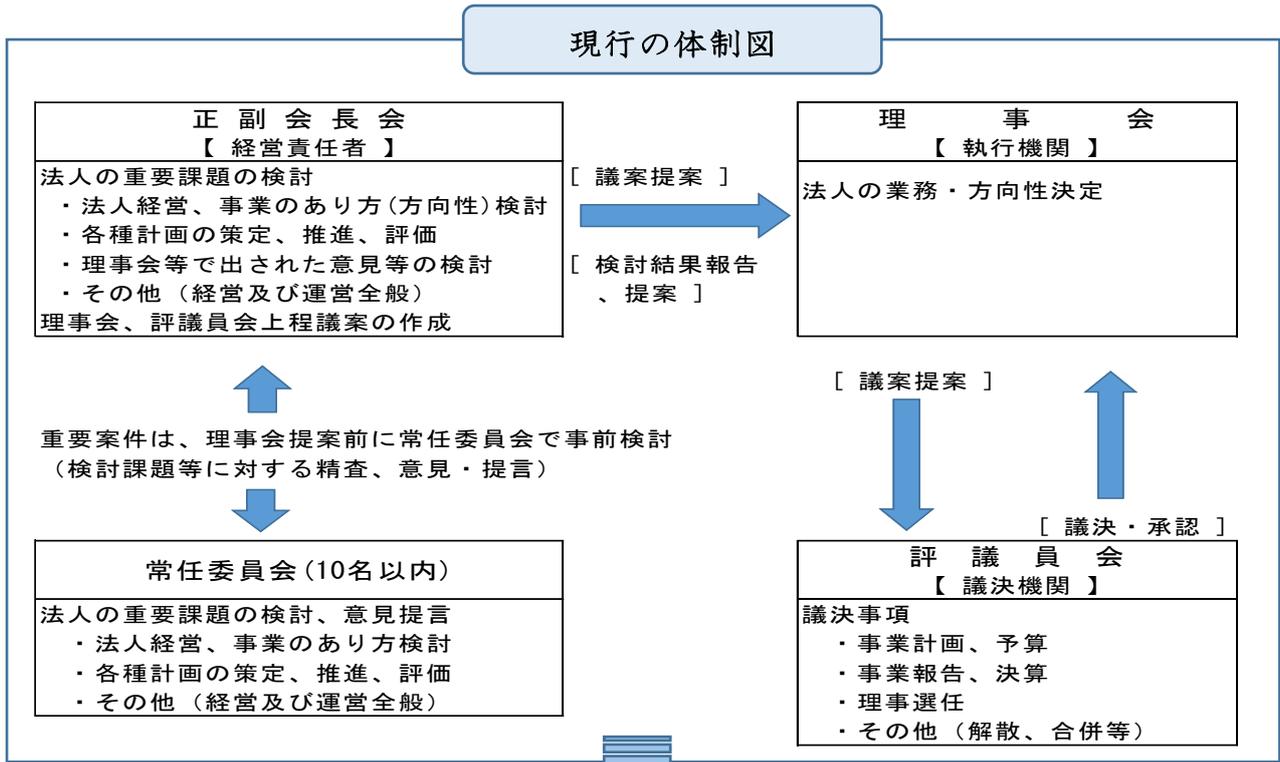
主体：役員（理事、監事）

本会は、他の社会福祉法人と異なり、高齢者や障がい者等の介護など、特定の分野に特化した法人ではなく、幅広い住民の参加を求め、住民主体による地域福祉活動を展開しています。このため、その取り組みも幅が広いことから、市民から本会の取組みが見えにくい面があります。

また、財政面においても、介護報酬などの定められた特定の収入財源がありません。このため、会費や共同募金配分金、また、補助金などの財源が主な収入源となっていますが、経済状況等の影響を大きく受け不安定な部分もあります。このことから、経営者である理事が率先して本会の取組みの必要性等をPRし、本会への理解促進とその財源確保に向けたトップセールスの促進を図ります。

〈年度計画〉

取組み内容	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
正副会長会の充実	充 実 ・ 強 化				
理事会の活性化	充 実 ・ 強 化 年3～4回定例開催 ⇒ ⇒ ⇒ 年4～6回定例開催				
トップセールス推進	実 行（P24の目標値へ）				
常任委員会の充実	充 実 ・ 強 化				年4回定例開催
各種委員会設置検討					検 討



推進目標 2 “社協の見える化・見せる化”の推進

本会は、地域福祉の推進機関として幅広い活動をしています。その活動や取り組みが分かりづらいという声を多く聞きます。住民主体を原則とする本会にとって、住民からの理解と支援はその役割を担う上で大きな原動力となります。そこで、これまで以上に活動の内容や財源の使途などの広報、発信力を強化し、住民理解を促進するため、“社協の見える化・見せる化”の推進を図ります。

● 現状と課題

本会では、年4回の広報紙発行及びホームページにより広報、周知活動を行っています。本会の取り組みや活動、また、会員募集などについては、町会（自治会）長をはじめ、各種団体の皆さんに主体となっただき、ご協力いただいていることから、社会福祉協議会が住民の皆さんに見えていない状況にあります。

● 取り組み方策

1. 広報、発信力の強化

主体：役職員全員、地区社協、小域福祉ネットワーク

(1) 広報素材の作成

本会の役割や取り組み及び会費や寄付金等、その効果や使途が見えるパンフレット等の広報素材の作成をし、“効果や使途の見える化・見せる化”を進めます。

(2) 広報紙及びホームページの充実

① 広報紙（地区社協、小域福祉ネットワーク広報紙含む。）及びホームページにおいて、会費をはじめ、市民の皆さんにご協力いただいた財源について、“使途の見える化・見せる化”を進めます。

② ホームページの見直し及び修正を行い、本会及び地域における活動や取り組みなど、随時更新できるようシステム変更し、“活動の見える化・見せる化”を進めます。

(3) 様々な情報発信ツールの活用

現在では、テレビや新聞などのマスメディアなどの他、SNS（ソーシャルネットワークサービス）といった、個人でも気軽に全世界に向けた情報発信することができる新たなツールも生まれています。こうした情報発信ツールの積極的な活用を図り、“社協の見える化・見せる化”を進めます。

(4) トップセールスの推進

本会の認知度が低い中、広報紙やホームページにおける報告やお礼だけでは、十分と言えない状況にあります。このため、本会が実施する全ての業務において広報、周知できるよう、前述の素材等を活用し、役員によるトップセールスをはじめ、役職員全員でその発信をし、“社協の見える化・見せる化”を進めます。

〈年度計画〉

取組み内容	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
広報素材の作成					
広報紙及びホームページの充実					
情報発信ツールの活用					
トップセールスの推進					

推進目標 3 事務事業推進体制の強化

急速な少子高齢化、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様、複雑化する中、地域福祉推進の主たる担い手である本会が果たす役割はますます重要になっています。また、社会福祉法人として今般の制度改革への確実な対応や第5次地域福祉活動計画の目標達成のためには、事務・事業の推進体制を強化、拡充していくことが重要です。

[1 法人運営、管理体制の強化]

● 現状と課題

今般の社会福祉法の改正に伴い、ガバナンス、財務規律の強化、法人運営の透明性が益々求められる中、理事会等の会議体の開催数を増やすなど、理事会を活性化し、制度改革に対応する必要があります。こうした中、総務管理グループが所掌する「福祉サービス利用援助事業」は、まさに個人の生活を支える業務であることから、生活保護支給日及び年金支給日の近辺では、どうしてもその支援が優先となることから、法人管理、運営を適正に保つことが難しい状況となっています。

● 取組み方策

1. 法人運営体制の再構築

主体：事務局

平成27年度には、各種制度の施行及び改正等が行われ、本会の担う業務も増加し、かつ、多様化しています。これらの業務に対応するため、事務局組織体制及び所掌業務の再編成・構築を図ります。(別図)

2. 法人管理体制の強化

主体：総務管理グループ

社会福祉法人制度改革に伴い、財務会計の透明性の確保とガバナンス強化が求められています。これらの対応を図るため、前述の執行(理事)体制の活性化・強化にあわせ、当該事務を担う法人運営管理部門における体制の強化を図ります。

(1) 内部牽制体制及びチェック機能の強化

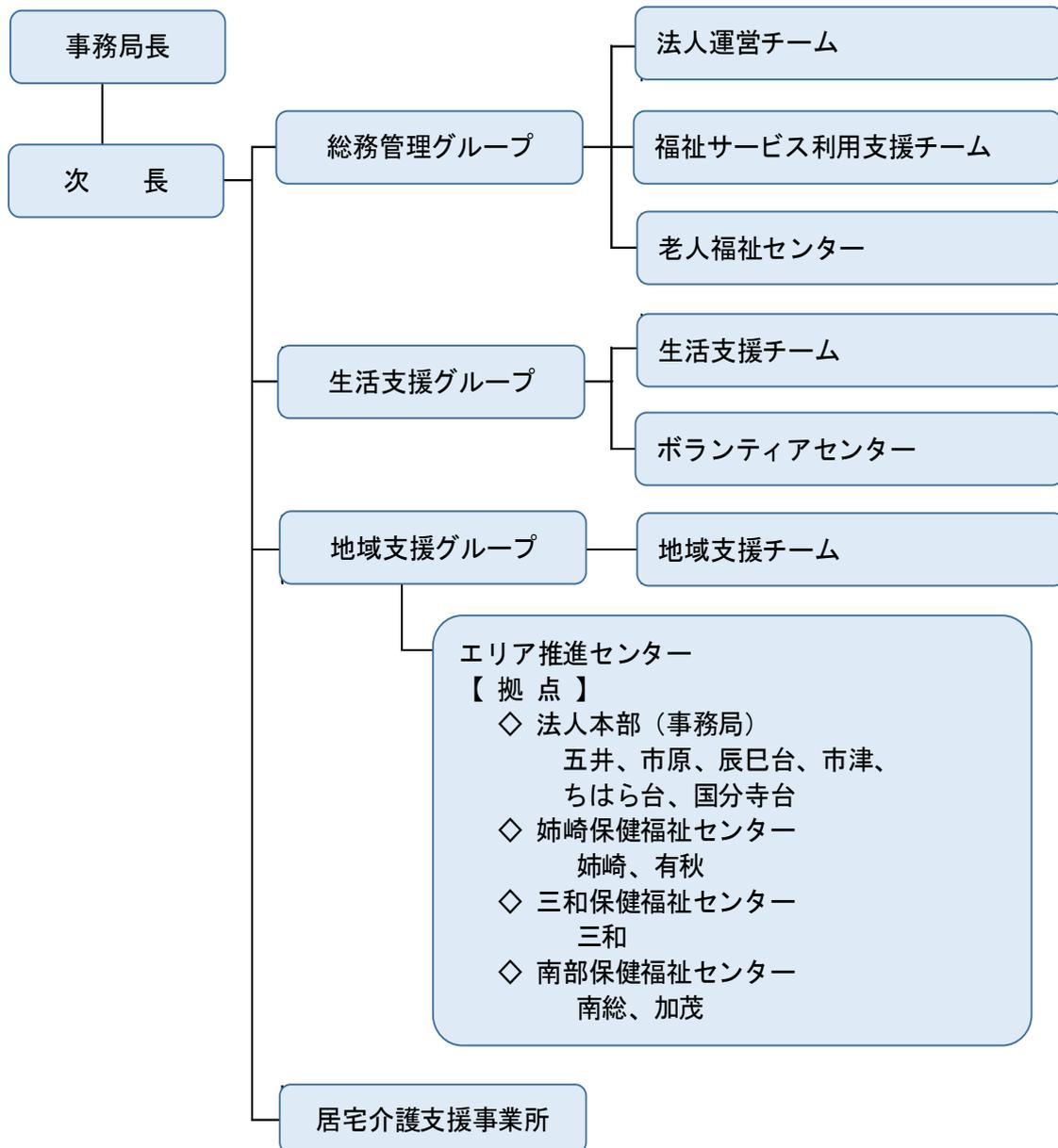
(2) 労働関係法令等の改正に伴う適正な人事労務管理

3. 法人管理力の強化

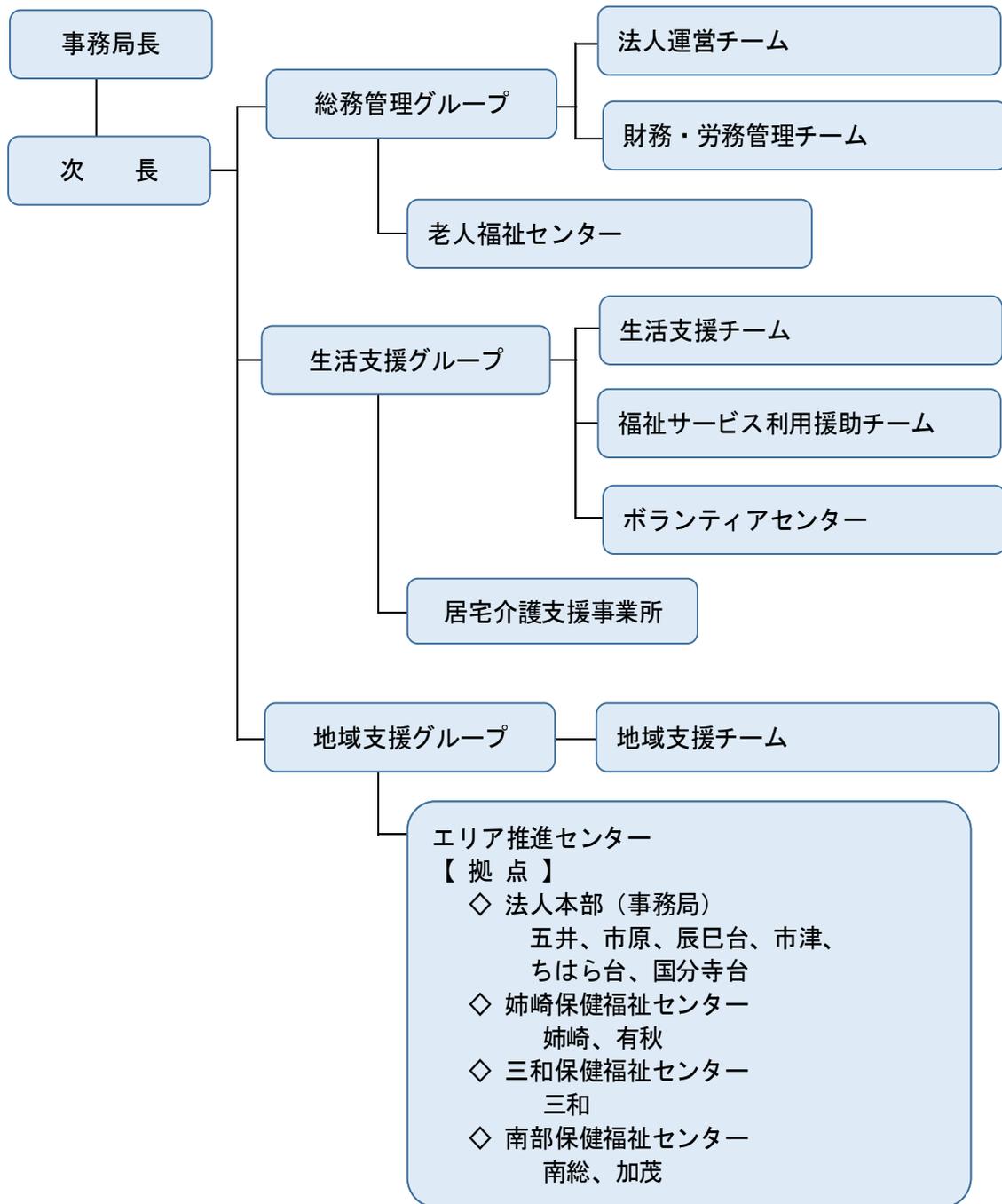
主体：総務管理グループ

法人管理部門は、社会福祉法をはじめ、労働関係法令など、幅広く様々な法令に基づいた管理をする必要があります。このため、法人管理部門職員全員がこれら法令の理解と情報の共有を図り、法人管理力を強化していきます。

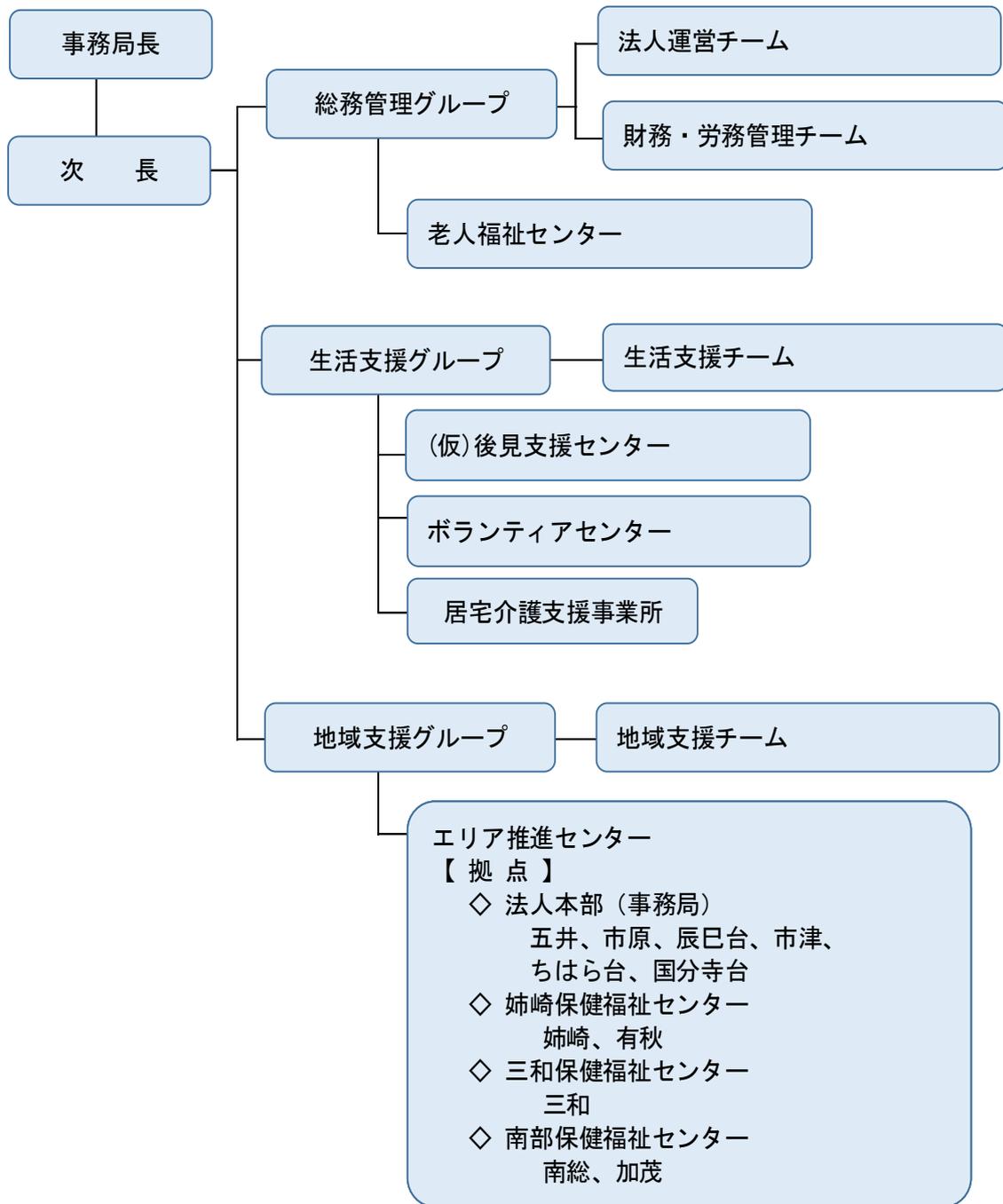
【 現行の組織体制図 】



【再編成後の組織体制図(案)】



【 将来的な組織体制図(案) 】



※ 平成 29 年度末時点での考えであるため、関係法令や政策等の改正・変更に伴い、適宜体制の見直しをしていきます。

[II 地域福祉推進体制の強化]

● 現状と課題

本会では、平成23年度から地区担当制（1職員1地区担当）とし、これまで地域福祉の推進にあたってきました。あわせて、本市が広域であるため、できるだけ住民に近い場所で顔の見える関係を築くため、本会が管理する保健福祉センター、市民活動センター（廃止）をエリア推進センターとして位置づけ、地域支援にあたってきたところです。（平成29年3月末の市民活動センターの閉鎖に伴い、ボランティア活動支援業務と要員を法人本部へ引上げ対応することとなりました。）

また、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）の移行に伴い、各地区の拠点整備も進めてきたところですが、未だ占有スペースを確保した拠点は6地区に留まっており、今後も拠点確保に向けての対応が求められています。

● 取組み方策

1. 地域支援体制の強化

主体：事務局

福祉関係法令の新たな施行、改正等に伴って、ますます地域に求められる期待と役割が大きくなっています。これらを円滑に地区社協や小域福祉ネットワークの地域福祉活動へ結び付けるとともに、活性化が図れるよう、専門職員の地区担当制を継続・配置し、地域支援の強化を図ります。

2. 活動拠点の確保

(1) 地区社協活動拠点の確保

主体：地区社協、地域支援グループ

地域の方々が気軽に集い、様々な議論等が気軽にできる場（拠点）を有していることは、地域住民が主体となった地域福祉活動を推進する上で、非常に重要な場となります。このため、各地区社協における拠点整備については、社会福祉基金を取崩し、対応しているところですが、今後も占有拠点の確保・整備に向け、その支援策を継続するとともに充実を図ります。

(2) 地域福祉活動拠点の確保

主体：各指定管理施設、事務局

保健福祉センター及び老人福祉センターは、地域住民及びボランティア等の民間福祉団体の福祉活動拠点として、また、住民の集いの場と気軽に立ち寄れる相談の場、各種福祉情報の発信の場として、本会の役割や取組を進めるための重要な拠点となっていることから、引き続き指定管理獲得に向けた取組を進めます。

3. 地域支援力の強化

主体：地域支援グループ

昨今の福祉関係法令等の改正に伴い、ますます地域に期待が寄せられる中で、住民参加、住民主体による地域福祉活動が継続かつ安定して積極的に展開されるよう地域支援力の強化を図ります。

- (1) 地区社協活動財源の確保及び支援策の検討、見直し
- (2) 社会福祉法人、施設や専門機関・団体との連携の強化（連絡会等の設置）
- (3) 地域福祉活動計画推進本部会議の充実
- (4) 地区担当職員の知識と専門性及び課題解決能力等、地域支援力の強化

〈年度計画〉

取組み内容	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
地域支援体制の強化	継続・強化				
地区社協活動拠点の確保	継続・充実				
地域福祉活動拠点の確保					
老人福祉センター・三和保健福祉センタープロジェクトチーム	PT 設置	申請	再指定		
南部保健福祉センタープロジェクトチーム		PT 設置	申請	再指定	
姉崎保健福祉センタープロジェクトチーム			PT 設置	申請	再指定
地域支援力の強化					
財政支援策の見直し検討	見直、 検討	実行			
社会福祉法人、施設、関係機関・団体等との連携強化	連絡会等の 設置、検討	連絡会等の設置、連携強化			

※ P T…プロジェクトチーム

[III 生活支援体制の強化]

● 現状と課題

これまで小域福祉ネットワークの設置促進や地区社協への移行など、設置、移行期に伴う運営支援を主として取り組んできました。小域福祉ネットワークもほぼ設置が完了し、また地区社協への移行も済み、現在では、様々な取り組みが活発化してきました。

こうした取り組みが活発化してくると、地域における個別の課題が顕在化してきます。今後、こうした課題を住民に寄り添い、個々の生活を支えていく取り組みが重要となっています。

● 取組み方策

1. 相談支援体制の強化

主体：事務局

住民の抱える課題は複雑かつ複数の課題を抱える世帯が増加しています。これらの課題を解決するためには、当該世帯に寄り添い、しっかりと世帯の抱える課題を分析し、受け止め、関係機関等と連携・調整（役割分担等）をしながら適切な支援をすることが必要となります。

このため、情報の一元化と各業務が一体となった支援が行えるよう、各部門における所掌業務の再編成をし、相談支援体制の強化を図ります。（推進目標2「1法人運営、管理体制の強化」「1. 法人運営体制の再構築による。」）

2. 生活支援体制の強化

主体：生活支援グループ

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住民に寄り添い、関係機関と連携・調整し、個々の状態に合わせた包括ケアシステムの構築が求められています。こうした個々の生活を支える取組みを強化し、切れ目のない支援体制の構築を図るため、関係機関と連携・調整し、人材の確保や財源の確保策等の検討を進め、生活支援体制の強化を図ります。

(1) 法人後見業務実施体制の構築

(2) 地域包括ケアシステムの構築など、切れ目のない支援体制の構築に向けた検討・強化

3. 生活支援力の強化

主体：生活支援グループ

様々な課題を抱える住民に対する支援は、他機関や地域の方々などとの連携・協働により、包括的な支援体制を構築していく必要があります。また、必要に応じて、新たな資源開発など、幅広い知識と経験、行動力が求められます。このため、職員の知識と専門性を高め、生活支援力の強化を図ります。

(1) 社会福祉法人、施設や専門機関・団体との連携の強化（連絡会等の設置）

(2) 地域福祉活動計画推進本部会議の充実

(3) 職員の知識と専門性及び課題解決能力等、生活支援力の強化

〈年度計画〉

取組み内容	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
相談支援体制の強化	一部実行	実行			
生活支援体制の強化					
法人後見業務実施体制の構築	検討	一部実行			
切れ目のない支援体制の構築	検討・強化				
生活支援力の強化					
社会福祉法人、施設、関係機関・団体等との連携強化	連絡会等の設置、検討	連絡会等の設置、連携強化			

推進目標 4 人財育成及び人材確保

関係法令の改正等や住民の抱える課題も複雑・多様化している中、職員の知識や技術はより一層、高度かつ専門性が求められています。また、あわせて本会の組織を構成する上で、正規職員の管理職への登用など、将来の組織体制を見据えた計画的な人財育成及び人材確保が求められます。

● 現状と課題

研修については、主として全国・県社会福祉協議会が主催する研修会へ可能な限り参加し、知識等の習得に努めています。しかしながら、研修等で得られた知識、情報が各々の業務で十分に活用されていないことが見受けられます。研修参加によって得た知識や情報を自身の業務に活用することが重要です。

また、本会正規職員の人件費は、補助金等の公的財源により賄われていることから、採用にあたっては、市との協議を要するところです。ここ数年では市の理解を得、退職補充をし、若年層における職員構成はおおよそ改善されたところですが、40代の職員構成に大きな偏りが見られます。このため、今後の職員配置及び管理職への登用等についても十分検討していく必要があります。

● 取組み方策

1. 人事考課制度の効果的な運用

主体：事務局

- (1) 人事考課制度を通じて、組織と職員個々の共通理解、合意形成を図り、個々のモチベーションや能力を高めていきます。
- (2) 人事考課による評価に基づき、職員処遇の決定を行い、モチベーションの向上を図ります。

2. 育成体制の再構築

主体：総務管理グループ

これまでの外部研修への参加に加え、本会内部研修のあり方を見直し、再構築し、人財となる職員育成を進めます。

3. 計画的な人事配置及び人材（職員）の確保

主体：理事、事務局

本会の役割は、今後ますます増加することが容易に想定できます。地域づくりや生活を支援していくためには、長期にわたって「一貫性」、「継続性」を要することから、有期雇用職員では、退職の都度これらが分断されてしまいます。

また、組織を構成、活性化する上においても、計画的な正規職員の採用及び管理職への登用が必要となってくることから、市と協議を重ね、理解を得ながら適正な人事配置、人材確保を進めていきます。

〈参考：正規職員年齢別構成数（H30.3.31現在、21名）〉

年齢 (歳)	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	合計
職員数	2名	3名	4名	1名	8名	2名	1名	0名	21名

〈参考：正規職員職務別構成数（H30.3.31現在、21名）〉

区分	職名	人数	年齢層
管理職員 (4名)	事務局長	0名	
	次長	1名	45～49歳
	グループリーダー	2名	50～54歳×1 45～49歳×1
	エリアマネージャー	1名	40～44歳
	マネージャー	0名	
中間職員 (6名)	チームリーダー	6名	40～44歳×6
	主任ソーシャルワーカー	0名	
一般職員 (11名)	ソーシャルワーカー	11名	40～44歳×1 35～39歳×1 30～34歳×4 25～29歳×3 20～24歳×2
合計		21名	

〈年度計画〉

取組み内容	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
人事考課制度の効果的な運用	実行・充実				
育成体制の再構築	一部実行	実行・充実			
計画的な人事配置、職員採用	検討・協議				

推進目標 5 財政基盤の充実・強化

本会は、地域福祉を推進するために設立された非営利法人であることから、人件費などは公的依存度が高くなっています。財政状況としては、補助金及び受託料でおよそ60%を占め、自主財源となる会費収入及び共同募金配分金収入(一般配分金収入)は、およそ8%となっています。

また、社会経済が低迷を続ける中、公的資金や会費などの増強も厳しく、あわせて、資金運用面においても、国債において一時マイナス金利などの現象もあり、非営利法人として非常に厳しい環境の中にあります。

こうした状況を踏まえ、財政基盤の充実・強化のため、推進目標2で掲げた“社協の見える化”を図り、理事によるトップセールスをはじめとして、役職員全員が本会の必要性及び取組みをPRし、財源の確保に努めます。

[1 自主財源の強化]

● 現状と課題

自主財源である会費は、平成28年度から新たな制度として見直しを図り、これまでの賛助会費については、地区社協の独自財源へと移行し、市社協では、住民会費、個人・団体会費、法人会費の3種となっています。

特に重要である住民会費では、毎年、町会(自治会)を通じて、協力をお願いをさせていただき、若干の増減はあるものの、毎年1,200万円を超えるご協力をいただいているところです。しかしながら、市原市では、少子高齢化の進行や人口流出等により、徐々に人口が減少してくると推測しており、これに比例し、住民会費においても減少が想定されるということです。

また、法人会費では広報不足や本会の認知不足等もあり、設置初年度である平成28年度では、15社、25万円(25口)となっており、今後、市内の企業・法人の皆さまへ理解を求めていく必要があります。

寄付金にあっては、ここ数年定期的な寄付者も増してきてはいますが、まだまだ本会の存在や取組みが十分に理解されていない状況にあります。

● 取組み方策

1. 会費の増強

主体：役職員全員

(1) 住民会費

上記課題でも述べたとおり、本市においても人口減少が推測されています。このため、住民会費を今以上に増強することは極めて現実性が低いことから、人口減少が推測される中において、できるだけ現状を維持できるよう、市民の理解を求めていくものとします。

(2) 個人、団体会費及び法人会費の増強

本市には、様々な地域活動を行う団体及び臨海部に大きなコンビナートを有し、このことに伴って、大小様々な企業等が存在しています。これら各種団体や企業等に本会の活動や取組みを十分広報、PRし、理解を求め会員の増強に努めます。

2. 共同募金の増強

主体：役職員全員

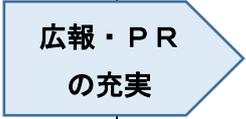
毎年10月1日から実施される「赤い羽根共同募金運動」において募金されたおよそ7割が本会へ還元され、本会で実施する法令や制度に基づかない取組みへの貴重な財源となっています。

本会においては、共同募金事業への協力が定款への位置づけが義務付けられており、かつ、その事務局を担っていることから、共同募金運動への理解促進と募金額の増強に努めます。

〈年度計画〉

取組み内容	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
自主財源の増強					
					

〈各財源区分における目標値〉

財源区分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度目標値
住民会費					現状維持（納入率では4%増） 10%増（550千円） 200%増（30社、600千円）
個人・団体会費					
法人会費					
共同募金配分金					7%増（12,500千円）

〈参考：過去3年間の会費実績〉

会費区分	H26年度	H27年度	H28年度
住民会費 (旧・一般会費)	12,670,650円	12,469,734円	12,548,600円
賛助会費	4,951,400円	4,776,100円	地区社協財源 へ移行
個人・団体会費 (旧・特別会費)	72,000円	73,000円	489,000円
法人会費 (H28年度新設)	-----	-----	250,000円
合計	17,694,050円	17,694,050円	13,287,600円

〈参考：過去3年間の共同基金一般配分金実績〉

区 分	H26年度	H27年度	H28年度
一般配分金	9,785,000円	10,658,000円	11,658,000円

[II 安定した公的財源の確保]

✿ 現状と課題

社会経済の低迷が続き、市財政も給付費の急増など厳しい環境の中にあり、ここ数年一律的な削減が行われています。こうした一方で、生活困窮世帯等に対する福祉施策の新たな展開や、福祉関係法令の改正等における地域福祉の重要性は増し、本会においてもその役割はますます増加している状況です。

✿ 取組み方策

主体：役職員全員

パートナーシッププランの推進役として、また、行政計画の具現化を図るための本会の活動計画の目標達成に向け、住民参加、住民主体による地域福祉活動への支援並びに課題を抱える住民に対する生活支援の着実な実行をし、民間の福祉団体として、その責任と役割を果たしていきます。

[III 社会福祉基金の管理及び活用]

● 現状と課題

社会経済の低迷が続く中、平成 28 年度上半旬において、10 年国債がマイナス金利となり、今後の運用益はほぼ見込めず、「運用」から「安全な資産管理」へと方向転換したところです。

一方、少子・高齢化及び単身世帯はますます増加し、また、過疎化の進行などにより、孤立や孤独による様々な課題が生じ、地域における見守り活動やサロン活動、住民の移動手段における新たな支援策など、これまで以上に取組みを広げていく必要があります。

● 取組み方策

1. 社会福祉基金の管理

主体：総務管理グループ

平成 28 年 3 月末の社会福祉基金の管理状況は次のとおりとなっています。前述のとおり、今後は、資産の安全に管理することを優先に考え、定期（定額）預金の定期的な更新をしていきます。

区分	預入（購入）金額	備 考
普通預金	63,137,482 円	ペイオフ対策のため、決済用預金により無利息
定期（定額）預金	50,000,000 円	ペイオフ対策のため、5つの金融機関へ1千万円ずつ預入（各1年更新）
有価証券	200,000,000 円	・東京都債権（20年債） ・政府保証債 高速道路保有債務返済機構債権（20年債）
合 計	313,137,482 円	

2. 社会福祉基金の活用

主体：正副会長、事務局

社会福祉基金の取崩し活用については、理事会及び評議員会の承認が必要となります。現在、取崩し活用先は、地区社協の拠点整備・管理費及び車両貸与事業における取崩し活用について承認を得ていることから、毎年必要額を取崩し予算計上し、承認を得ています。

今後ますます幅広い地域福祉活動を進めていく上で、その財源として有効的な活用ができるよう新たな事業を計画・立案していきます。

5. 計画の推進と評価

1. 推進体制

本計画の達成度等、進捗状況を確認、評価するとともに、必要に応じた見直しについて、次の組織体制で協議、検討します。

理事会	本会理事で構成
常任委員会	
地域福祉活動計画推進本部会議	本会職員で構成

2. 進行管理

本計画の進捗状況は、P D C Aサイクルに基づき、進行管理を行います。

また、本計画を監事からの評価、指摘等を踏まえ、評価・検証し、計画の見直しを検討するなど、本計画の効果的な推進を図ります。

